

# 遊漁船業の営業をはじめようとする方へ

「遊漁船業」とは船舶を使用して乗客を漁場に案内し、釣りなどの方法で魚などの水産動植物を採捕させる事業です。釣船、瀬渡し（渡船）などがこれに該当します。

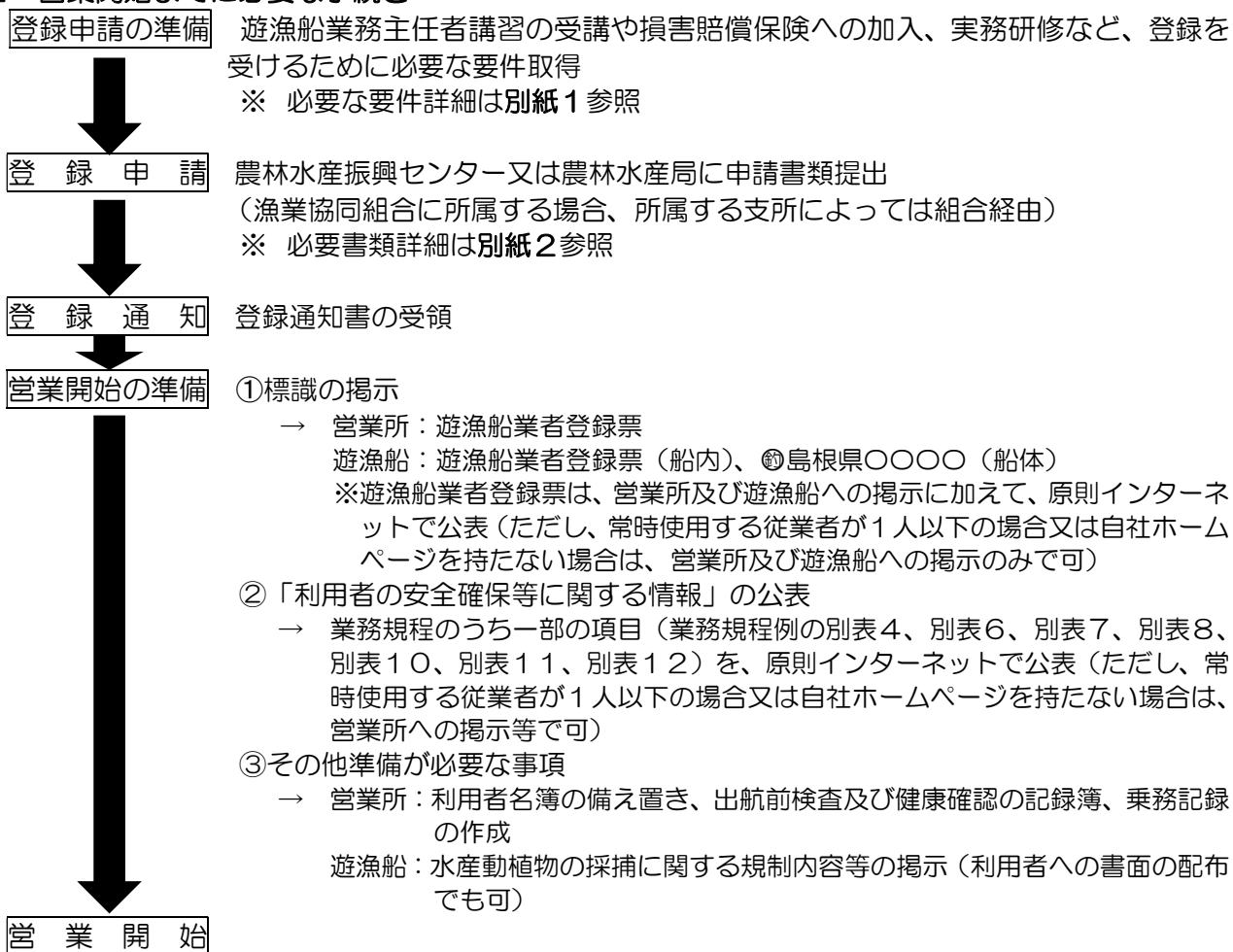
## 1 はじめに

「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき、遊漁船業を営もうとする人（個人又は法人）は、営業所ごとに知事の登録（5年ごとに更新（法令に違反した場合等は短縮されることあり））を受けなければなりません。登録を受けると登録番号が通知され、遊漁船業者登録票などの標識を掲示した後に営業可能となります。

なお、登録した事業者は登録簿に記載され、海上保安部に登録情報が通知されます。

（登録を受けずに遊漁船業を営んだ場合は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこれを併科するという罰則があります）

## 2 営業開始までに必要な手続き



## 3 登録申請窓口

遊漁船業者の営業所の所在地によって、申請先が変わりますのでご注意ください。

申請者の営業所所在地	申請先	所在地	連絡先（電話番号）
松江市から出雲市	東部農林水産振興センター 水産課	〒690-0011 松江市東津田町1741番地1	0852-32-5701
大田市から益田市	西部農林水産振興センター 水産課	〒697-0041 浜田市片庭町254番地	0855-29-5634
隠岐地区	隠岐支庁農林水産局水産課	〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24番地	08512-2-9669

## 遊漁船業の登録を受けるために必要な要件（詳細）

## (1) 登録の拒否要件に該当していないこと

以下に該当する方は、登録できません。

- 遊漁船業の登録の取消し処分のあった日等から5年を経過しない者（取消し処分を受けた法人の役員、又は密接な関係のある者、取消し処分を受ける前に廃業した者を含む）
- 事業の停止命令の期間が経過しない者
- 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 遊漁船業の適正化に関する法律、船舶安全法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、漁業法、水産資源保護法若しくはこれらの法律に基づく命令、又は船員法（一部条項）に違反して罰金刑以上に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 未成年者の法定代理人が拒否要件に該当する場合
- 法人の役員に登録拒否要件に該当する者がいる場合
- 暴力団員等がその事業活動を支配する者

## (2) 遊漁船業務主任者の選任

以下の要件を満たす遊漁船業務主任者を選任（申請者が兼務可）する必要があります。

- 遊漁船業務主任者の海技免状（航海）又は2級小型船舶操縦士以上の免許（特定操縦免許が必要）を有していること
- 遊漁船業に関し、「1年以上の実務経験」又は「1日当たり5時間以上の実務研修を業態（船釣り、瀬渡し、漁業体験）ごとに30日以上」受けていること
- 遊漁船業務主任者講習を修了し、その有効期間内であること  
（県内の講習会主催者）
  - ・株式会社 MSTC（TEL：0852-52-5703）
  - ・一般財団法人尾道海技学院（TEL：0848-37-8111）（講習会開催日程）  
水産庁ホームページに公開されています。  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/what/kouza.html>



## (3) 損害賠償措置への加入

遊漁船ごとに利用定員1人当たり5,000万円以上の損害賠償措置に加入する必要があります。

※ 利用定員とは、瀬渡しを行う場合に同時に漁場（船内含む）にいる最大人数のことです。

## (4) 業務規程の作成

遊漁船業の適正化に関する法律施行規則で定める基準に適合する業務規程を作成する必要があります。そのため、島根県では水産庁の示している「業務規程例」を基に作成することを推奨しております。

※ 業務規程の内容は自由に作成できますが、不十分な場合は訂正を指示されます。また、業務規程のうち利用者の安全確保等に係る内容が基準に適合しない場合、登録を拒否することになりますので、ご注意ください。

## 遊漁船業の新規登録手続きの際に必要な書類（詳細）

○：必須書類、△：場合によって必要となる書類

	書類等		備考
1	遊漁船業者登録申請書 （様式第一号の表面及び裏面）	○	
2	登録申請者等が登録拒否要件に該当しない旨の誓約書 （様式第二号）	○	
3	遊漁船業務主任者の実務経験・実務研修の証明書 （様式第三号）	○	
4	遊漁船業務主任者が登録拒否要件に該当しない旨の誓約書 （様式第三号の二）	○	
5	遊漁船業務主任者の海技免状（航海）又は2級小型船舶操縦士以上の免許（特定操縦免許が必要）の写し	○	・選任した遊漁船業務主任者が複数の場合は、人数分必要
6	遊漁船業務主任者講習会の受講修了証明書の写し	○	・選任した遊漁船業務主任者が複数の場合は、人数分必要
7	損害賠償保険証券の写し	○	・使用船舶が複数ある場合は、船舶ごとに必要（登録後は毎年更新した時に届出が必要）
8	船舶検査証書の写し	○	・使用船舶が複数ある場合は、船舶ごとに必要
9	登記事項証明書	△	・登録申請者が法人の場合のみ必要
10	登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ※ 住民票の抄本に代わる書面 →小型船舶操縦士免許、運転免許証の写し、健康保険証の写し、マイナンバーカードの写し等	○	・登録申請者が法人の場合は、役員の人数分必要 ・登録申請者が未成年者の場合は、法定代理人のものが必要
11	遊漁船業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面	△	・登録申請者と遊漁船業務主任者が同一の場合は不要
12	業務規程	○	
13	登録手数料（16,000円分の島根県証紙） ※ 更新は12,000円	○	

※ 申請内容によっては、記載した書類に追加して書類の提出を求める場合あり（損害賠償保険の契約約款等）